

## 愛知県社会人サッカーリーグ実行委員会規約

- 第1章 総 則
- 第1条 (名称)  
この委員会は、愛知県第1種委員会社会人サッカーリーグ〔A.S.L.〕実行委員会（以下、本委員会という）と称する。
- 第2条 (統轄)  
本委員会は、(公財)愛知県サッカー協会の統轄を受ける。
- 第3条 (事務局)  
事務局は、本委員会が指定した場所に置く。
- 第2章 目 的
- 第4条 (目的)  
本委員会は、(公財)愛知県サッカー協会の指導の下に、所属チーム（1部・2部・3部）を統轄し、社会人サッカーの強化・育成・発展を図ると共に、加盟チーム相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第3章 事 業
- 第5条 (事業)  
本委員会は、第4条の目的達成のため、次の事業を行う。
- 1 愛知県社会人サッカーリーグ（1部・2部・3部）の開催（以下、社会人リーグという）
  - 2 社会人リーグの組織の育成
  - 3 社会人リーグ強化・育成・普及に関する行事の開催
  - 4 社会人リーグの情報収集及び関係機関への情報提供
  - 5 社会人リーグに関する記録の作成及び保管
  - 6 その他前条の目的を達成するのに必要な事業
- 第4章 組 織
- 第6条 (組織)  
1 本委員会は、(公財)日本サッカー協会の第1種及び社会人連盟に登録し、(公財)愛知県サッカー協会の認めたチームで組織する。  
2 リーグの構成は、1部・2部・3部の3部制とし、原則として8チームで構成する。  
3 本委員会の加盟チームは、第4条の目的に賛同し、第5条の事業達成のための必要な条件を備えたチームでなければならない。  
4 加盟チームは、メンバーの構成に対し、身分と職業による制約を設けてはならない。
- 第5章 役 員
- 第7条 (役員)  
本委員会には、次の役員を置く。
- 1 実行委員長 1名（県1種委員会社会人の役員を兼ねる）
  - 2 実行委員 各チームから1名
  - 3 規律委員 3名（県1種委員会社会人委員長と審判委員長、社会人リーグ実行委員長で構成）
  - 4 幹事 3名（1部・2部・3部の前年度4位チームから1名）
  - 5 会計監査 3名（幹事）
  - 6 事務局員 1名
- 第8条 (役員を選任)  
1 実行委員長は、(公財)愛知県サッカー協会から委嘱する。  
2 事務局員は、実行委員長が推薦して本委員会で承認されること。
- 第9条 (役員の職務)  
1 実行委員長は、本委員会の決議に従い、会務を統轄する。  
2 実行委員は、本委員会を構成し、会務の執行について審議し決定する。  
3 規律委員は、諸問題が発生した場合に規律委員会を開催し、懲罰を決める。  
4 会計監査は、役員の職務執行並びに会計を監査し、その結果を本委員会で報告する。  
5 事務局員は、大会事務・会計事務・本委員会事務を職務とする。
- 第10条 (役員の任期)  
1 本委員会役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し実行委員の任期は1年とする。  
2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。  
3 役員は任期満了の場合においても、後任が就任するまではその職務を行わなければならない。

## 第6章 実行委員会

### 第11条 (構成)

本委員会は、第7条の役員をもって構成する。

### 第12条 (開催)

- 1 本委員会は原則、8月第1週と2月第1週土曜日の年2回開く。活性化委員会は7月と1月の最終土曜日に開く。
- 2 委員会が 1 の日程で開けない場合は、それに近い日程を調整して開くものとする。
- 3 ただし、実行委員長が必要と認めたとき、又は実行委員現在数の3分の1以上から開催理由を書面で提示して請求があったときには、臨時で実行委員会を開くことがある。

### 第13条 (議長)

本委員会の議長は、実行委員長が務める。

### 第14条 (議決事項)

- 1 役員の推挙及び選出
- 2 事業計画（リーグ日程・運営）
- 3 予算及び決算
- 4 本規約の改廃
- 5 その他、本委員会の業務に関する重要事項

### 第15条 (定足数)

- 1 定数の3分の2以上が出席しなければ議事を開催することが出来ない。委任状提出も可とする。
- 2 議決は、本委員会出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

### 第16条 (通知)

本委員会において議決した事項は、全役員に通知する。

## 第7章 会計

### 第17条 (運営費)

本委員会の運営費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- 1 加盟チームの会費
- 2 その他の収入

### 第18条 (収支予算)

- 1 収支予算は、収支予算書、事業計画とともに、本委員会にて承諾を受ける。
- 2 変更があるときは、本委員会で承認をとる。

### 第19条 (収支決算)

- 1 収支決算は、収支決算書、事業報告とともに、会計監査の監査を受け、本委員会にて承諾を受ける。

### 第20条 (会計年度)

本委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 雑則

### 第21条 (規約の改廃)

本規約は、本委員会の議決によらない限り改廃することはできない。

### 第22条 (リーグ要項)

本規約に基づいて、リーグ要項を定める。

### 第23条 (解散)

本委員会は、4分の3以上の実行委員の同意を得なければこれを解散できない。委任状提出も可とする。

### 第24条 (東海社会人サッカートーナメント大会の出場資格)

東海社会人サッカートーナメント大会の愛知県代表は、1部リーグの上位2チームより順次出場資格を与える。

## 附 則

本規約は、2022年4月1日から施行する。

本規約は、2023年4月1日から施行する。

本規約は、赤字部分を追加し、2024年4月1日から施行する。

## 2024年度 愛知県社会人サッカーリーグ要項・規程

### リーグ要項

- 主 旨 サッカー競技の健全な普及・発展を目的に実施する
- 主 催 (公財) 愛知県サッカー協会
- 主 管 (公財) 愛知県サッカー協会 第1種委員会社会人
- 期 日 2024年4月～12月 (東海社会人トーナメント進出チームは11/17までに決し、全日程終了は12/22までとする)
- 日 程 別紙参照
- 会 場 CSアセット港サッカー場 愛知県口論義運動公園蹴球場 他県内各グラウンド
- 出 場 資 格 (1) チームは、(公財) 日本サッカー協会第1種社会人ならびに全国社会人サッカー連盟に登録していること。  
(2) 選手は、愛知県内の県社会人リーグ加盟チームに所属していること。  
(3) 選手は、他のチームに二重登録されていないこと。  
(4) 選手は全員、何らかのスポーツ安全保険に加入していること。  
(5) 選手及び監督は、(公財) 日本サッカー協会の選手及び監督に登録されていること。  
(6) チームは、4級以上の審判員を帯同すること。
- 表 彰 (1) チーム表彰は、各部の優勝・準優勝チームを対象とする。  
(2) 得点王、アシスト王は、年間の通算成績で決定する。  
(3) 優秀選手・セーブ王・ベストディフェンダー賞は、各チームの得票数で決定する。  
(3) フェアプレー賞は反則ポイントが最少のチームに授与する。  
※反則ポイント(P) 警告=1P 退場(警告2枚含む)=3P 警告後、直接退場=4P で加算  
それ以外の事例は、日本協会の懲罰規則に則り社会人リーグ規律委員会で決定する。
- そ の 他 (1) 1部リーグの最上位より順次2チームに、東海社会人サッカートーナメント大会への出場資格を付与する。  
(2) 開幕当初にスタッフ及び選手をリーグ登録する。選手の登録人数は制限しない。  
(3) 各チームの帯同審判員を選手と同時に登録する。  
(4) 外国人登録選手のリーグ登録は5名までとする。但し、JFA準加盟登録チームは除く。  
(5) 外国人登録選手が試合に同時に出場できるのは最大3名までとする。但し、JFA準加盟チームは制限しない。  
(6) 選手の追加登録及び抹消は、試合の10日前までにリーグ事務局に提出し承認を得る。  
追加登録期限は10月31日とする。  
(7) 選手の移籍は、日本サッカー協会が定める「選手移籍規程」に準ずるものとする。  
(8) 万一、会場内や試合中で負傷など事故があった場合は、当該チームにて処置すること。  
社会人リーグはその責を負わない。  
(9) ゴミは必ず各チームで持ち帰ること。  
(10) 各会場の使用上の注意を厳守すること。駐車場や喫煙場所などは、指定の場所を利用のこと。  
(11) (公財) 愛知県サッカー協会から何らかの要因で「原則として試合の延期・中止」の通達が出た場合は、1種委員会社会人と県協会が協議・検討した活動指針に基づき、その指示に従う。  
(12) 一部の会場を除いて有観客開催を基本とする。但し、(公財) 愛知県サッカー協会から無観客試合を執行するよう要請があった場合は、その命に従う。

## リーグ規程

- 大会方式** 1部・2部・3部とも、1回戦総当り実施後に上位と下位を分けて総当たりを実施する。  
1部と3部は上位4/下位6チーム、2部は上位4/下位5チームで上位・下位リーグを編成し、これを実施する。  
何等かの事情で実施不可能な場合は、臨時実行委員会でリーグ成立条件を採択する。  
リーグ成立の条件修正は、別途補足に記載した方法をもとに、臨時実行委員会で承認を得ることで決する。
- 競技規則** (公財)日本サッカー協会2023～2024年度「競技規則」に準ずる。
- 試合時間** 90分とする(ハーフタイムは10分以内)。同点の場合は引き分けとし、延長戦は行わない。
- 順位決定** ①勝点法(勝3分1敗0)②得失点法③総得点法④対戦成績法(対戦成績により①～③の順序)  
⑤反則ポイント法(リーグ要項参照)⑥再試合(順位決定が必要な場合)
- 警告・退場** (1)リーグ期間中、累積警告数が3回になった選手は、最低次の1試合に出場できない。  
(2)上記(1)の行為を繰り返した場合は、最低次の2試合に出場できない。  
(3)退場を命じられた選手は、最低次の1試合に出場できない。  
出場停止試合数などの処分は、JFA懲罰規程に則り社会人リーグ規律委員会で決定し通告する。  
(4)上記(3)の行為を繰り返した場合は、最低次の2試合に出場できない。
- 規律委員会** 県第1種委員会社会人委員長・県社会人リーグ実行委員長・県第1種委員会社会人審判委員長で構成する。
- 登録** (1)試合毎のエントリーは、リーグ登録票にある先発選手11名と控え選手10名までが可能となる。  
スタッフは最大6名までエントリーできる。  
(2)外国人選手の試合出場は、5名登録の3名までとする。JFA準加盟チームは除く。  
但し、(公財)愛知県サッカー協会が認めた選手についてはこの限りではない。
- 交代** 控え選手10名中の5名まで(GK含む)で、交代回数はハーフタイムを除き3回までとする。
- 棄権** (1)試合開始時刻までに、試合する選手の人数が確保できない場合は棄権として処理する。  
棄権した場合は、当該チームを自動的に最下位とし、次年度は下位リーグに降格する。  
(2)試合開始時刻までに、割り当てられた審判員の業務(副審)ができない場合も同様とする。  
(3)特別な理由があった場合は、(公財)愛知県サッカー協会にて協議し裁定する。  
(4)試合が成立する選手の数は、7名以上とする。  
(5)棄権試合となった場合、棄権の要因を起こしたチームを0-3の敗戦として処理する。  
※但し、会場に向かう途中での事故などの理由によっては、事務局へその旨を文書で報告することで、再試合を実施するかを検討が可能な場合もある。  
(当日、会場本部へ試合開始時間前までに必ず連絡を入れることが条件となる。)
- 試合球** モルテン社製 ヴァンタージュ4900(芝用)の以下の品番指定とする。各チーム2球ずつの持ち寄りとする。  
品番 F5N4900(新柄ブルー) F5A4900(現行柄ブルー) F5A4900-P(現行柄ピンク)のいずれか
- ユニフォーム** (1)チームは、試合時に正副2組のユニフォームを用意(GK含む)すること。  
(2)ユニフォームには、チーム名と登録されている選手番号(胸・背中)を表示すること。  
(3)シャツの色は、審判員が着用する黒色と明確に識別できるものとし、紺色等の識別しにくい色のものは着用不可とする。  
(4)シャツ、パンツ、ソックスの種類がチームで同一であること。  
(5)パンツに番号がついている場合、背番号と一致していること。  
(6)ホースとカーフソックスが別の「カットソックス」を着用する場合は、双方を同系色にそろえること。  
ホースと同系色のテープでカーフ部分を巻く場合も可とし、それぞれチームで色をそろえること。  
(7)インナーシャツはユニフォームの袖の主たる色と同色とし、チームでそろえることが望ましい。  
(8)インナータイツ・スパッツはパンツの主たる色か裾部分と同色とすること。  
(9)インナーシャツ・タイツ・スパッツはチーム内の着用者間で色が明らかに異なるようにすること。  
(10)背番号について、布に識別できるように記入し、取れないように縫い付けたものを可とする。  
(11)控えのGKは登録背番号で出場するが、怪我などでフィールドプレーヤーが急遽GKをする際のみの、前GKのユニフォーム、又は主審が許可するユニフォームでの出場を可とする。  
(12)ユニフォームに掲げる広告の扱いは、「JFAユニフォーム広告規程」に準ずる。
- 審判員** (1)主審は(公財)愛知県サッカー協会 審判委員会から派遣される。  
(2)副審はチームに帯同する、当該年度の資格を持った4級以上の審判員が担当する。  
(3)副審は原則、試合開始45分前までに審判証を本部に提示。審判服を着用し、ワッペンを付けること。  
(4)第4の審判員は置かない。本部が同業務の一部を代行する。詳細は細則を参照のこと。  
(5)副審は同一チームから2名供出する。
- 本部** 当日、会場で行われるすべての試合の運営責任を担う。業務は別途、細則にて定めるものとする。  
第4の審判員の一部業務も兼務する。
- 入替規定** 別途、細則にて定めるものとする。
- その他** (1)参加資格違反や上記にない悪質な行為があった場合は、リーグ規律委員会にて裁定する。  
(2)雨天決行を原則とし、AM7:00時点で暴風警報発令の場合は延期とする。  
各チームは事務局に問い合わせをする。最終判断は実行委員長が下す。  
(3)飲水タイムとクーリングブレイク採用はWBGT指数の規程に準ずる。事前にMCMで決めることが望ましい。  
ピッチサイドへのスタイスボトルの設置を制限しない。ペットボトルのピッチサイド設置はしない。  
(4)猛暑時の試合可否判断は、「JFA熱中症対策ガイドライン」の適用を基本とする。  
落雷の危険性がある場合を含め、指針を細則に設ける。  
(5)ベンチ入りは、メンバー表に記載されたスタッフ6名と控え選手10名までとする。  
メンバー表に記載のある控え選手とチーム関係者は必ずベンチに居ること。  
ただし、遅刻・早退・参加予定者についてはその限りではない。  
(6)第1試合の両チームが会場を準備(原則90分前までに入り)し、最終試合の両チームが片付ける。  
(7)試合開始60分前にマッチコーディネーションミーティングを行う。詳細と実施事項は細則に定める。  
参加者は主審・両チームから1名ずつ・本部(出席が難しい場合は、ホームチームがもう1名)の4名とする。  
(8)リーグ日程は、原則として変更しない。  
但し、やむを得ない場合に当事者チームは下記について実行すること。  
1. 実行委員長及び事務局へ変更の旨を連絡し、承諾を得る。  
2. 対戦相手及び日程変更該当チームの了承を得て試合日を調整する。  
3. 会場の確保をする。  
4. 事務局を通して、県審判委員会に日程変更及び審判派遣依頼をする。

- (9) 猛暑・落雷等の不可抗力による自然現象で試合が中断し再開できない場合の扱いは、以下とする。
1. 前半途中で中断の場合は、再試合を行う。
  2. 前半終了で試合を成立とし、後半途中の場合は中断した時点の得点で決定する。
- (10) テクニカルエリアを設置する。テクニカルエリアに出て指示をできるのは、その都度1人だけとする。

## 2024年度 愛知県社会人サッカーリーグ規程細則

### 入替規程

- (1) 1部の7・8・9・10位は次年度、2部に降格する。
- (2) 2部は、1・2位を1部に昇格し、7・8・9位は次年度、3部に降格する。
- (3) 3部は、1・2位を2部に昇格し、7・8・9・10位は次年度、地区リーグに降格する。
- (4) 1部の1、2位は、12月に開催される東海社会人サッカートーナメント大会の出場権を付与する。
- (5) 東海社会人2部からの降格チームは、次年度に1部に編成する。
- (6) 県1部から東海社会人リーグに昇格するチームが発生した場合、そのチーム数に合わせて降格対象の最上位から同部に残留できる。
- (7) 解散などにより参加ができないチームが発生した場合、次年度の1・2部の編成数が7チームになる時に限り、下部から8チームに調整するために繰り上げて残留が認められる。その結果、3部の編成が7チーム以下になった場合も、所属チームの総数が24を下回らない限り追加補充はされない。

### 会場の諸注意

- (1) 豊田自動織機大府工場グラウンドとトヨタ自動車(株)日進研修センターグラウンドの2会場はグラウンド内への入場を選手・チームスタッフのみとする。
- (2) 豊田自動織機大府工場グラウンドは、個人・チームの所有目的で動画・写真撮影を制限しないが、SNSへの掲載は試合前集合写真だけとし、他は一切掲載しないこと。
- (3) トヨタ車体(株)刈谷ふれあいパークグラウンドは集合写真を含む写真撮影は可とする。写真は個人・チームのSNSへの掲載はできるが、営利目的の投稿・掲載は禁止する。
- (4) それ以外の会場は、本部や会場確保チームに使用上の注意を確認し、指示に従う。

### 試合前提出書類

- (1) メンバー表4部・JFA選手登録証(顔写真付きで一覧でも可)・リーグ登録票を完備し、試合開始30分前までに本部に提出すること。クリアファイル等でまとめる。
- (2) メンバー表提出時に選手証を提示できない場合、WEB画面での提示を可とする。
- (3) チーム・選手登録に関する疑義があった場合は、実行委員長を主体に調査・介入する。違反や不正が認められた場合は当該チームの試合を没収し、結果を0-3として処理する。その後の処分は、JFA懲罰規則に則り、社会人リーグ規律委員会で裁定する。

### 猛暑時の判断

- (1) 人工芝ピッチでは、WBGT計25℃以上でクーリングブレイクを採用し、同28℃以上で試合を行わない。
- (2) それ以外では、WBGT計28℃以上でクーリングブレイクを採用し、同31℃以上で試合を行わない。
- (3) 外気温37℃の場合、他の諸条件に関係なく試合を行わない。
- (4) 猛暑時で、10時など午前中に第1試合がWBGT指数超過で中止の場合、以下の会場に限りその後の試合も中止とする。午後から夕方からの開催は例外とする。  
豊田自動織機大府工場グラウンド、トヨタ車体刈谷ふれあいパーク、津島東公園の3会場を対象とする。

### 落雷時などの判断

- (1) 落雷を目視する、ないしは雷鳴を確認した時点で、30分を目安に試合を中断する。
- (2) 30分後、天候が回復して落雷のリスクがないと判断した場合、試合を再開する。
- (3) グラウンド使用可能時間により、再開しても試合が終了できない場合は、その時点で中止する。
- (4) 審判団・本部・両チームの責任者で協議し、危険だと判断した場合は即座に試合を中止する。主審の判断を最終決定とするが、本部・チーム責任者も積極的に判断に関わること。
- (5) 安全を最優先に、中止の決定は現場の判断を尊重する。決定後に事務局・実行委員長に報告のこと。

### M C M (マッチコーディネーター ミーティング) ※別途リスト参照

- (1) 参加者は主審・両チーム責任者(代理可)1名ずつ・本部の4人とする。
- (2) 試合開始60分前までに、遅れがないように本部に集合して実施する。
- (3) 進行役は本部が実施する。本部から参加できない場合は、ホームチームが進行する。
- (4) 実施においては、以下を順番に確認すること。
  1. 進行役・両チーム・主審の簡単な自己紹介(〇〇です、よろしくをお願いします)
  2. 試合規程確認(90分・延長なし・交代は10名の控えから5名まで可、ハーフタイム除く3回まで)
  3. 出場停止選手・スタッフの有無確認
  4. 会場使用の注意点を確認
  5. 現物でFP/GKユニフォームの色(控え選手のピブスの色)を確認
  6. 試合前アップ終了と、用具チェックの時間確認  
基本的に開始15分前アップ終了で、7分前チェックだが、10分・5分でも可
  7. 退場者発生時の、試合終了までの待機場所(主審が決定)
  8. その他、主審からの注意・お願い事項、ボールが会場から出た場合の処置、質問など

### 本部(運営) ※別途リスト参照

- (1) 会場は試合開始90分前までに到着のこと。2名以上の運営が望ましい。
- (2) 会場到着後、会場準備やピッチメイクに不備がないかをチェックする。
- (3) 審判委員会派遣主審・チーム帯同副審の到着を確認。副審の審判証(開催年度・級)をチェックする。
- (4) MCMを試合開始60分前に実施する(参加できない場合はホームチームに実行してもらう)。
- (5) 提出されたメンバー表・選手証・登録票の整合性を確認する。(時間までに提出しないチームに対しては、当該チームに請求する)
- (6) 試合の得点者・アシスト者・警告者・退場者・WBGT値(前半開始60分前と10分前、後半開始5分前)主審名等を報告書に記載する。(警告・退場者は、主審に理由をたずねて内容を記入する)
- (7) 第4の審判員の職務のうち、以下を代行する。
  1. 選手交代の回数、用具を確認し、主審に伝えて入場を許可する。その際、アディショナルタイムの表示、またはチームへの伝達を行う  
主審に終了3分前を目途に確認し、前後半それぞれ45分きっかりに知らせる)
  2. 試合球の管理(4球を預かって、最後にチームに返すまで)
- (8) 悪天候、チーム・審判の未到着等による諸事情で試合開始と継続ができない場合は関係者(主審、両チーム責任者)と連携し開始、継続、再開の判断をする。安全を最優先に判断すること。
- (9) 試合開始時間を遵守できるよう進行を促す。
- (10) 試合結果・グラウンド使用点検状況等をチェックリストに記入して、事務局に報告する(FAX可)。

### 第4審判員不在について、チームへ協力のお願い

- (1) テクニカルエリアで指示できるのはその都度1人とし、エリアから出ないこと。
- (2) 怪我人が出た場合、当該チームのスタッフ・控え選手などが中心になり選手を運び出しを手伝うなど協力すること。選手の再入場にも立ち合い、主審に承認をもらえるよう呼びかける。
- (3) 出場選手の止血確認は、主審が行う。
- (4) メンバー表に書かれた控え選手、チーム関係者はベンチにいること。攻撃的・侮辱的な言動は慎むこと。選手同様、懲戒の対象になる。
- (5) その他、本部の指示に従うこと。

## 2024年度 愛知県社会人サッカーリーグ補足（未承認/要決議事項として）

全試合消化ができない場合の  
リーグ成立条件（案）

- (1) 何らかの突発的事情により総当たり1回戦と上位・下位リーグが全消化できない場合は、各部がすべて1回戦総当たりを終了した時点で成立とする。
- (2) 不成立の場合、東海社会人トーナメント進出チームの出場権は、終了時点での上位2チームに付与する。  
その際の順位決定方式は、リーグ規程に基づくものとする。
- (3) 不成立の場合の順位決定は、試合が行われた結果をリーグ規程に照らし合わせて行う。
- (4) 不成立の場合は、原則として各部内の昇降格は行わない。  
ただし、**地区チャンピオンズリーグ2024愛知県社会人リーグ昇格決定戦**を勝ち抜いたチームは、これを翌年度の3部に編成する。
- (5) 各部とも1回戦を消化した場合は成立とし、期日までに消化できなかった試合は0-0の引き分けとして処理し、勝ち点1を当該チームに与える。  
期日は1部は11/19、2・3部は12/24とする。
- (6) 成立の場合、終了時の戦績と（5）の処理方法で勝ち点などを加算し、規程により順位を決定した上で昇降格を実施する。

**※この決議は、リーグ戦が中断・延期される場合に臨時の実行委員会を開き、必要に応じて採択されるものとする。**

**※臨時の実行委員会を開かない場合は、効力をなさない。決定事項でないが、有事のための参考として記述。承認を得てから実施する。**